

令和7年 第4回定例会

総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和7年第4回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和7年12月8日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	下町 純子	委員	堀 真
委員	藤田 明美	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	課長補佐	江口 美和子
--------	-------	------	--------

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二
(総務課)

主査 森川 大輔
(契約管財課)

課長 永野 英明
主査 園田 勇蔵

係長 山本 洋佑

企画財政部理事 中村 元則
(政策企画課)

課長補佐 松田 祐貴
(財政課)

係長 森山 哲平

課長 北野 靖之
係長 堤 圭一郎
(税務課)

課長補佐 入江 彩子

課長 福本 美也子
係長 小川 恵祐

課長補佐 細田 浩子

住民福祉部長 宮司 裕子
(福祉課)

住民福祉部理事 細田 愛二

課長 川内 佳代子
係長 山口 陽子
(こども政策課)

課長補佐 山本 公司

課長 村田 佳美
課長補佐 石川 俊介

課長補佐 藤吉 有見
係長 濱崎 美雪

係 長 一 瀬 奈 々

健康保険部長 山 本 昭 彦
(健康保険課)

課 長 森 本 陽 子
(介護保険課)

課 長 峰 修 子
課 長 補 佐 後 藤 理 子

課 長 補 佐 木 澤 奈 津 代

参 事 中 村 宰 子
係 長 堀 将 大

本日の委員会に付した案件

議案第72号 長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第73号 長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

議案第75号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第76号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第79号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）

議案第80号 令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）

開会 9時50分

閉会 13時40分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和7年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、そして関連がございますので、議案第73号長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を一括して議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

皆さまおはようございます。それでは関連がありますので、議案第72号、第73号につきまして提案理由をご説明いたします。

初めに議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましてご説明いたします。提出しております資料も併せてご参照ください。本議案は、新たに0歳6カ月から満3歳未満の未就園児を対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる制度として、乳児等通園支援が創設されたことを受け、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、条例を制定するものでございます。第1条から第5条では、趣旨、本条例における用語の意義、最低基準に係る規定、および利用乳幼児の人格を尊重して運営するなど、一般原則を規定しております。第6条から8条では、非常災害に備えての対応、安全計画の策定等、および自動車の運行をする場合の所在の確認について定めております。第9条から第11条までは、乳児等通園支援事業者の職員の一般的な条件、知識および技能の向上などと、他の社会福祉施設等を併せて設置する時の設備および職員の基準について規定しております。第12条と第13条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則と虐待等の防止について定めております。第14条から第19条では、乳児等通園支援事業者の衛生管理、食事の提供を行う場合に備える設備、内部規定、帳簿、職員の秘密保持等および利用者からの苦情への対応について定めております。第20条では、乳児と通園支援事業の区分について、一般型乳児等通園支援事業および余裕活用型乳児等通園支援事業とすることを定めております。資料の3ページには制度の概要についてお示ししておりますので、そちらを参照してください。第21条から第24条までは一般型乳児等通園支援事業の設備の基準、職員の基準、乳児等通園支援の内容、保護者との連絡について。第25条および第26条では、余裕活用型乳児等通園支援事業に関する設備および職員の基準と準用について。第27条では、電磁的記録について定めております。なお附則につきましては、施行の日を公布の日からとしております。

続きまして、議案第73号長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましてご説明いたします。本議案は、乳児等通園支援事業が創設されたこ

とを受け、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、条例を制定するものでございます。第1条では趣旨について、第2条では特定乳児等通園支援事業者に関する一般原則について、第3条では利用定員に関する基準について定めております。第4条から第33条までは、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めております。なお附則につきましては、施行日を令和8年4月1日としております。以上が提案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは、説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は、報告のために、72、73、別々に行いたいと思います。まずは議案第72号について質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

まず、この条例名なんですけれども、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例となっているんですが、後ほど出る73号にもですね、同様に運営に関する基準を定めるってところが重複してるんですが、どっちで聞けばいいのかちょっと分からないんですけれども、ここどういう区分けをされているのかというところからまずお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

議案第72号、73号ともに運営に関する基準ということで入っておりますが、今日お配りした資料の1ページを見ていただいて、議案第72号の方が、資料1ページ目、中ほどにあります認可に関して設備とか運営に関する基準を定めたものになっております。こちらは事業開始前に、こちらの基準に沿った設備および運営ができますよということで認可申請があった際に、こちらが認可する場合の基準になる条例となっております。一方で73号の運営に関するものですが、こちらが資料の一番下にあります確認という、いわゆる確認条例ということになります。こちらが事業の認可を受けた後実際に事業を実施する場合、町から確認をして、そしてそれで給付費をお渡しをするようになるんですけれども、その確認に関して運営に関する基準を定めているものでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

第5条の3項ですか、乳児等通園支援事業者は自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行いということ書かれてあるんですけれども、質の評価を行う場合の、これは町が質の評価を行うと思うんですけれども、これはまた別に何らかの内規みたいなもの

を設け、どのような客観的な評価をする手だてを取っておられるのかと、常にその改善を図らなければいけないというのも、質の向上を常に図るということであると思うんですけれども、併せて、ちょっとここもよく分かりにくいんで、お聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

第5条第3項の規定に関しまして、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないというところでございますが、こちらの条例に関しましては、まず実施事業者が備えるべき最低基準を定めたものになっております。第5条における質の評価というものに対して、これはもう事業者の方で自ら質の評価を行っていただくというような内容になってございまして、行政といたしましては実際事業された際の監査であったり、指導であったりというような関わりをしていくようになっていきます。なので、こちらの条項に関しましては、繰り返しになりますけれども、この条例が定めている最低基準を下回らないように常にその改善を事業者の方でも図ってくださいというような条文になっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今のご説明ですと、最低基準のことを指しているんだということでありました。そこで第3条のところで最低基準のことがうたわれているんですけれども、この中で2項のところで、町は最低基準を常に向上させるよう努めるものとするところとあるんですけれども、これは国が定めている最低基準を上回るという意味なのか、町が定めている最低基準を向上させるという意味なのかですね。実際、町として今考えているのは、どういう最低基準を上回るかといいますか、具体的に何かあればお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

まずこちらの最低基準が国の基準なのか町の基準なのかというところでございますが、本条例を制定するに当たりましては、国が示しております設備運営に関する基準を基に、長与町としても条例を制定しております。こちらに関しましては、国の基準と全く同等の定めをさせていただいておりますので、いわゆる国の基準であり、町の基準であり、同じような内容になってございます。あとこちらの最低基準の件に関しましては、町の関わりとしてあとは基準を下回らないように指導監査をしていったりとか、職員に対していろんな場面で研修をしたりとか、そういう後ろ盾ができればと考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

次に第9条の方ですね、次のページのところなんですけれども、ちょっとここで1点引っかかるところが、途中からですね「できる限り児童福祉事業の理論および実践について訓練を受けたものでなければならない」、これ、職員の要件に関わるのところなんです、できる限りというのは、裏を返せば何か事情がある時には、もうそれに関わらなくていいといいますかね、若干ちょっとこの表現が引っかかって、できる限りというのは非常に曖昧な規定じゃないかなと思うんですが、これはもう国からそういうふうになされているものなのか、一般的にもう全国の自治体がそういう文言でやっているのかですね。ここがやっぱり保護者、あるいは子どもの安全という点で見ると、非常に一番引っかかるのかなと思うんですけれども、ここをどういうふうに認識されているというか、考えればいいのかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

こちらの規定につきましても先ほど申し上げました国の基準と同様の規定になっております。確かにできる限りという表現がちょっとそのような受け取り方もできるかなというふうに感じたところでありますが、この訓練に関しましては保育士とか幼稚園教諭等の資格取得とか、乳児保育、虐待防止等に関する研修等を町とか県の研修等を使って実施をしていければというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ということは、もう一つはこれは保育士に限らないという解釈もできるのかですね、いかがでしょうか。要するに国家資格たる保育士でない方でも可能だというふうな解釈も可能なのか、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

乳児等通園支援事業に携わる職員についてですが、条例でいうと、73号の方の条例になります。ちょっとお待ちください。

○委員長（金子恵委員）

休憩取りましょうか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

すいません、先ほどこちよつと訂正をさせていただきたいんですけども、職員に関して73号の方というふうに申し上げましたが、実際には今審議をいただいている72号、第22条の方に職員の基準の定めをさせていただいております。こちらに記載してありますとおり、乳児等通園支援事業に係る職員につきましては、保育士その他乳児等通園支援事業に従事する職員として町長が行う研修を修了したものというふうに規定をされておりまして、保育士には限らないというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ただ今22条のやつなんですけども、ここに22条の2項に、乳児おおむね3人につき1人以上と、満1歳から満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上ということで明確に書いてあるんですけど、本町ではこれはもう大丈夫ということでもよろしいんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

今ご質問のありました第22条第2項に関しましては、こちらはもうこの基準を満たしてくださいということになっております。支援事業者においてはこちらの基準を満たした上で運営をしていただくようになります。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回の新たなこの条例の制定については、法に基づくものということで条例を新たに作られたんだと思うんですが、法に基づくものとして一定この条文の、国からこういうもので作ってくださいというのは、何か参考条文とかなんとか示された上で作られたのか、それとも1条から町の職員が考えられて書き込んでいかれたのか、どういうものなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

こちらの条例につきましては、国が定めております乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を基に、各自治体で定めるようになります。その中で、従うべき基準で

あったり、参酌すべき基準であったりという基準はございますが、町といたしましては国が定めております基準と同等の規定をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

結構長い条例になっておるようですね、一定国が1条からずっとこう参考条文みたいなもので示されたものなのかですね。そうであれば、本町独自でここだけは変えますよというのがもしあれば教えていただきたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

国の参考条文、条例案というよりは、大本の国が定めているこの事業に対する設備及び運営に関する基準というのがございまして、同じような条立てで同じようなつくりになっております。法の要請を受けまして、各地方自治体で条例を定めるように要請がありますので、それに基づいて、繰り返しですけど、同じようなつくりの条例を策定しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと今の質問と関連するんですけども、国の法において、こども誰でも通園制度というのを各自治体で実施してほしいということだと思うんですけども、これは例えば大きな自治体とコンパクトな自治体とかいろいろ事情があると思うんですが、もう全ての自治体がこの条例を作って、もうやらなければならないものなのか。というのが、例えば長与町はもうこの間子育て支援にもかなり力を入れて、ファミリーサポートセンターとか一時預かりとか、結構そういうニーズに応えたこともいろいろやられてる。もちろん対象年齢が今回は0歳からということで、かなり拡充する内容ではあるんだと思うんですけども、自治体によってうちは必要ないよというのができないものなのか。例えば一時預かり、一時保育事業とかファミサポで対象年齢を拡大するとか、保育士等々の拡充するとかそういった形で、所期の目的を国がいう制度と同等の目的を達成できれば要らないよという形にはならないもの、ならないのか。いかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

本事業に関しましては、今日お配りした資料の2ページ目をご覧くださいと思います。こちらの資料の一番下ほどに書いてございますが、年度ごとのスケジュールを書

いております。今年度令和7年度に関しましては、法律上の制度として地域子ども・子育て支援事業という位置付けになっております。こちらに関しましては、自治体の判断において実施する、しないという判断ができる制度になっております。で、横に書いております令和8年度になりますと、こちらは法律に基づく新たな給付制度というふうに位置付けがなされまして、全自治体で同様に実施をしなければいけない事業というふうな建て付けになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。関連がありましたので73号に対する質疑も含まれておりましたけれども、72、73号、合わせて他に質疑はありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

参考までに教えていただきたいんですけど、本町のこども園、保育園ですね、部屋とか保育士の人数とかそういうのに余裕はあるんでしょうか。突然例えば月に一定時間まで利用できるっていうことなんで、ちょっと増えたときに対応できるようなものなのかということを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

本町の保育園、こども園の状況でございますが、すみません、その前に1個、制度を実施するに当たって実施の類型がございまして、こちらが議案72号の第20条で、この事業に関しては一般型乳児通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業という区分がございまして。委員がおっしゃった余裕があるのかなというところなんですけど、こちらでいうと余裕活用型乳児等通園支援事業というものがございまして、今日お配りした資料3ページに具体的な図が示してございますが、余裕活用型が今現在の幼稚園の設備および定員を基に、そこに受け入れの余裕がありますよという所、本日の資料でいいますと、0歳児が定員が9人クラスで7人の在籍児童しかいない場合に、残りの2枠を使って乳児等通園支援事業をします。これに関してはもう利用定員内ですので、職員の配置も必要なく、設備も同じように保育園のものを使えるという状況でございます。というのとあと一般型というのが、今ある利用定員、設備とは全く別のものとして、この事業を新たにするという位置付けになっております。で、質問に戻りますが、今現在長与町内の保育所、認定こども園においてはなかなかスペースも職員も余裕がないという状況なのかなというところで感じております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

条文をまだ読み込めてない部分もあって、読めば分かるような質問になってしまうかもしれないんですけど、幾つかさせていただきます。先ほどですね、国の基準に従ったというか、国が策定したものをおおよそ長与町の分にも持ってきたというご説明でしたけれども、この条例を制定するに当たり、本町ならではの課題というのがあるんですけれども、そういうものを盛り込んだ部分っていうのはないんでしょうか。

○委員（堤理志委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今回の議案につきましては、国が定めたものをそのまま条例として定めておりますので、町独自の考えでっていうところの条文はございません。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

条例を制定するに当たって、いろいろ国の基準とは変わってくる部分があると思うんですけれども、その条例の改正というのを視野に、今後この誰でも通園制度とか、いろんな子ども政策がありますけれども、そういうことで条例更新っていうのか、改正っていうのかちょっと表現が分かりませんが、それが長与町に見合った条例に作り上げていくっていうことは可能なんでしょうか。それともう1点、この改正を今後将来考えるに当たって、やっぱり必要となるものっていうのが想定されるんじゃないかなということが思われるんですが、先ほどの基準の方もそうで、施設の余裕ということで質疑がありましたけれども、この事業をするということであれば、その特定の一般型の専用室の独立実施っていうのも視野に含めた対応を今後考えていける余裕というのはあるんでしょうか。

○委員（堤理志委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

まず1点目のこちらの条例に関して、町の独自の部分というところのお話ですが、繰り返しになりますがこちらが国の基準と同等の規定をさせていただいております。その中でも国の基準の中でも、絶対そのとおり規定しなければいけない従うべき基準、一言一句までは言いませんけども、内容は変えれないという部分と、参酌をして町の要件に合わせるような基準というところがございます。なお参酌すべき基準として設備の基準の面積等であったり、事業所内部の規定の部分であったり、職員の一般要件であったりというところでございますが、こちらに関しては参酌なので国の基準を基に

町の状況等に応じて規定をすることは可能かとは思いますが、今のところ国と同様の基準とさせていただきます。

○委員（堤理志委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

先ほどご質問の２点目につきまして、余裕があるのか、一般型なのか、この一般型にでも余裕活用型、どちらにしても今後対象となるこの事業をされる事業所の方との面積要件であったりとかいうところを見させていただきまして、できるのかできないのかって判断をさせていただくところがございますので、まずはその一般型で行う場合も余裕があるのかってところは、ちょっと今現在ではこの条例を定める時には確認がしづらい点かなと思います。今後またそういう、本来は８年４月からこちらの事業の方は開始しないといけないというふうに決まっておりますので、各事業所の方に余裕があるのかどうかってことを、今後お話をしながら事業所を選定していきたいと考えております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

本会議の方でも質疑があったと思いますけれども、高田保育所を含め検討しているということでしたけれども、それに関しては職員増が必要になるかもしれないという想定の方を答弁をされたかと思うんですが、この職員増って職員っていうのが、何ていうかな、医療的ケア児、そういうものとかも想定するのか、それとも例えば発達障害とか、いろんな子どもの対応というのが必要になってくると思うんですが、やっぱり誰でもってなると、親御さん、保護者というのは、通園をできればということで考えられると思うんですが、そういう時の、今後なんだろうけど具体的なその基準とか、監督体制とかそういうものが必要になってくると思うんですが、そこもある程度想定をしてこれから進めていこうという計画でおられるのか、その点だけお願いいたします。

○委員（堤理志委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

まず前提として０歳児であれば３人に１人、１歳児、２歳児については６人に１人という配置基準があります。それで、もし仮にですね、余裕活用型であれば今の職員の分でいいと思うんですけど、一般型につきましてはそういった配置基準を設けていただいて、人員体制をまず確保していただくというのが一つあります。ただ、おっしゃるように医療的ケア児であったり、何かしら特性がある子どもさんであったり、１人で見るのが大変だと施設の方が判断をすれば、その分は人員を増員っていうことも可能ではあるんじゃないかと思っております。またこれにつきましては、加算等が、令和７年度に

については加算等がございます。令和8年度以降については今国の方でずっと基準を定めるような公定価格を定めるような準備をされておりますので、それを見ないと分かりませんけれども、そういった形で加算部分も併せて協議をされると思っております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

73号の第4条のところで、この制度を利用する場合にまず面談を行うというところの中で、括弧書きで「映像及び音声の送受信により相手の状況を確認しながらの通話でも可能」というところで、ちょっと想定されるのは例えば携帯電話等で申し込んで、こうこういう状況ですというようなお互いのやりとりをして、それで面談終了ということも可能というふうな理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

委員ご指摘のとおり、オンラインでの面談も可能となっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この制度がですよ、私が気になるのは、要するにもう0歳児からってということで、非常に一番、まだ免疫もできてないとか、まだ今から発達が始まる状況の子どもたちを預かるに際して、例えば親御さんとやっぱり直接顔を見ながら親の今どういう心の心境があるのかとか、ちょっとそういうのが見れない中でっていうので、非常に不安だなと。私が保護者なら、私が役場の職員でもちょっとこの制度でやるのがちょっと怖いなという、国からこれやれっていうことで制度化されている立場だと思うんですが、そのあたりの懸念点がないのか、極力やっぱり面談をするとかというふうなことは考えられないのかというのが1点とですね、もう1点併せて、5条のところで、正当な理由がない場合にはいわゆるこのサービスの提供を拒否できないよというところなんですけど、ここですよ、例えばこの判断、今先ほど話があったように、やっぱり発育とか発達によく留意しないといけないような子どもさんがいて、非常に微妙なそれこそ発達障害等があればやっぱりスペクトラムというだけあって、同じADHDも違いますね。注意の方なのか、欠陥の方に主に注意が必要なのか、非常に難しい判断とか、やっぱりよく経験豊富な人じゃないとなかなか見極めが難しいとかもあると思うんですが、この提供拒否、正当な理由というところがちょっとどういう理由、理由といいますか、非常に曖昧な規定

で怖いと思うんですが、この2点いかがお考えでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

まず1点目の分ですが、この面談に関して、なるべく対面でのというところではの質問でございますが、先ほど申し上げましたオンライン面談に関しては、オンライン面談をすることも可能ですよというような位置付けの規定になっております。恐らく園としましては実際顔合わせてお話をした方が子ども、保護者の事情等も分かると思いますので、なるべく対面での面談を実施するというふうに進めていければと思っております。2点目ですが、こちらが正当な理由というのが、想定をしておりますのがこの事業をするに当たりまして受け入れの定員を設定をしなくちゃいけないんですが、利用定員を超えて、利用の申し込みがあった場合、利用定員を明らかに超える場合とか、園の行事等とかで、なかなかこの支援事業を使って子どもを見る時に安全が確保できない場合であるとか、そういったような状況を、安全性や事業の適切な運営が確保できないような事情を想定をしております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとこども、しつこいようで大変恐縮なんですけども、気になるのが、この制度がスタートしてもし長与町が実施したとした時に、例えばですね、実施する園、民間の園なりが、ちょっとこのお子さんはちょっと厳しいなというふうな判断をした時に、この条項を理由にちょっとうちでは対応が難しいということではねられてしまうようなことがあれば、制度の趣旨からちょっと外れた対応されても、何かこの条項があるがために正当な理由なんですと言い張られる可能性というか、そこが非常に気になるところなんです。今のご説明では、あくまでも物理的なのか、配置基準であるとか、面積基準とかっていうことがっていうことなんです。そこがこの条文に書いてないんですよね、配置基準に適合してない場合がそれに相当すると、ないので、後々これが問題になってくるんじゃないかなと、全国的にもですね、このあたりは何らかの内規なりを作っておかないといけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

ここの正当な理由の例示がされてないので分かりにくいというところですが、いろんな場面を想定がされるところでございますので、なかなか条文に落とし込むというのは難しいのかなというふうに考えております。あとは事業所から認可の申請があったり、運営の確認の申請があった際には、こちらの件についても、基本的に国としましては文

字どおり誰でも使えるような制度にしていきたいと思いますという制度になっておりますので、その辺は事業所の方にも徹底をしていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そして、すいません、しつこいようで、第8条のところでも気になるのが、この条文を読みますと、要するに事前の面談等を通した認定を受けてない保護者から、緊急の例えば利用させてほしいという申込みがあった時には、その意思を踏まえて速やかに認定を行う、認定の申請が行われるように必要な援助を行わなければならないとあるんですけども、条文だけを読めば、認定の申請が行われるということなんですけど、何かもうとにかく受け入れてよというようなふうにも聞こえるんですよね。そういう取り扱いになってしまう危険性はないのか。きちんと状況、どういう、例えばアレルギーの状況がどうだとか、いろんなチェック項目があると思うんですけど、急に申請がされて、何かこの条文だとすぐもう何とかしてやってねっていうふうな感じなんですけど、後々事故なんかに私がならないかというのが非常に心配なもので質問するんですけど、そこは大丈夫でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

第8条で規定をしております給付認定の申請に関しましては、こちらは利用の申し込みというよりは、まずその前に町に対して利用を希望する方が要件を満たしているかどうかの認定を町がするようになるんですけども、そちらの認定申請ということになっております。なので流れとして、イメージとして今保育所を使う時に、まず保育所を使う要件がありますよっていうことを認定申請をしていただいて、それを受けて、町が認定をするという流れになっておりますけれども、こちらの事業につきましても同様に保護者からの認定申請に対して認定をして、そこから実際に利用する園に対しての申し込み、それから事前の面談という流れになっていきますので、こちらの規定に関しては、繰り返しになりますけれども、町に対する認定をしていない方に対して、町として速やかにまずは認定をして、それから利用につなげていくというような形になっております。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

今の質問の中でその要件を満たしているかどうか、まずは町に申請をするということでしたけども、その要件の中に0歳児が入所する時に、例えばヒブワクチンを接種しておかないといけないとか、ワクチンの接種問題ってあると思うんですけども、すいません、私10年前の息子が入所する時の記憶なので、今そのワクチンの接種が必要かど

うかっていうのは、今どうなってるのかというのを知りたいです。ヒブワクチンだけなのか、ヒブワクチン等また別に、また別のワクチンを接種していないと0歳児の入所は認められないとか、そういった要件の中にそういったワクチン接種は入っているのかどうかその種類を教えてくださいませんか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

こちらの認定に関しまして予防接種を打った打たないというような要件は、認定に関してはございません。保育所の方でも同様に今、認定に関してそのような要件は設けておりませんが、入所の際に健康状況の調査をしております、そこで予防接種を打つてるとか、健診を受けてるとか、そういった内容の確認をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

すいません、重ねて確認になりますが、では、今0歳児の受け入れであっても、特に接種しておかないとというワクチンは1つもないということによろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

委員ご指摘のとおり、そのような要件は今のところございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

ないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、各議案に対して採決を行いたいと思います。まず議案第72号ですね。議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関し、これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第72号に反対の立場で討論を行います。国の方で乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の目的として、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する、そうした目的でこの制度を実施し、地方自治体において実施をということのものであると理解をしております。孤立する子育ての不安にあって、親の就労にかかわらず、全ての子どもの育ちを応援するという理念には全面的に同意をいたします。考え方そのものを否定するものではございませんが、しかし児童福祉法の基本であります子どもの最善の利益に照らし合わせた際に、制度設

計には以下に述べます幾つかの点で看過できない課題が残ります。直前の予約も可能という制度の下でありますけれども、アレルギーでありますとか、子どもの発達状況など必要な情報が十分に把握されずに、命に関わる事故が起きかねないと考えます。例えば0歳児の面談の時には特段アレルギー発症が見られなかったとしてもですね、発育過程の中で摂取する食品の種類やまた量が増えていくに従い、例えば1歳児になると小麦や大豆のアレルギー、2歳や3歳になるとナッツ類や甲殻類のアレルギーの新規発症が顕在化するというようなことが、厚生労働省の研究班でありますとか、国立成育医療研究センターなど複数の大規模研究で共通して報告がされております。こうした点についても、十分な対応ができるのか、大変疑問に思っております。また保育士の国家資格を有していない人でも、研修を受ければ乳児の保育従事が可能となっておりますけれども、子どもの健康と命を育む責任が果たせるか疑問です。保育所における死亡事故の発生は0歳から2歳児、預け初めの時期が最も多いというふうに言われておりますが、にもかかわらず緩和された基準での認可が可能となっております。こうした中で、近年広がりを見せているいわゆる隙間バイトによる雇用なども懸念され、子どもの安全を保てるのか危惧がされるところです。通常の保育所入所では、1週間から2週間かけて徐々に滞在時間を延ばす、いわゆる慣らし保育が行われているというふうに理解をいたしますが、これは特定の保育者との信頼関係を築いて、ストレスのホルモンの過度な上昇を防ぐために必須のプロセスと言われているわけでありましてけれども、誰でも通園の制度では、月10時間まで、そして不定期利用という性質上、こうした信頼関係を築く時間が物理的に不足するのではないかという点も懸念されるところであります。また、既存の在園児のケアで手いっぱいの中で、誰でも通園の枠の対応が手薄になる、あるいは経験の浅い職員や臨時職員が配置される懸念もあります。結果として単なる託児にとどまり、子どもの発達を育む教育的また福祉的関わりが提供されがたい可能性が懸念されます。現在本町の認可保育所も、また本町でも保育士不足が課題となっていて、これは全国的な傾向でございますけれども、その大きな要因として、非正規での不安定な雇用、そして専門性に見合った処遇がなされずに、将来に展望できず離職しているという報告があります。こうした点の改善を行い、保育士の安定的な確保が今必要です。保育による保育への公的責任を拡充することで、誰でも通園の土台を作るという立場に立ってこそ、子を持つ保護者が求めることであるというふうに考えます。以上、制度の趣旨は理解できるものの、保護者の不安に応えることができないこと、また子どもの安全上も問題があると考えますので本議案に反対をいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありますか。

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 7 2 号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第 7 3 号長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の採決を行います。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第 7 3 号についても賛成ができかねますので、反対いたします。その理由につきましては、先ほどの 7 2 号の討論と同趣旨でございますので、具体的な内容は省略させていただきます。以上です。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 7 3 号長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で 1 1 時まで休憩します。

(休憩 1 0 時 4 9 分～1 0 時 5 8 分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第 7 5 号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、そして議案第 7 6 号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、この 2 議案を一括して議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

それでは関連がありますので議案第 7 5 号、第 7 6 号につきまして提案理由をご説明

いたします。初めに、議案第 7 5 号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。提出しております新旧対照表も併せてご参照いただきたいと思います。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第 1 2 条では児童虐待防止対策の強化に係る児童福祉法の改正により、児童福祉法第 3 3 条の 1 2 第 2 項および第 3 項が新設されたことに伴い、引用条文を改めるものでございます。この改正は、虐待対応の強化として、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されました。第 1 7 条では、家庭的保育事業所等を利用する際の健康診断に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。この改正では、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が、保育所等を利用する乳幼児に対して実施が義務付けられている健康診断の全部または一部に相当すると認められる時は、当該健康診断の全部または一部を行わないことも可能とすることとされました。なお附則につきましては、施行期日を公布の日からとしております。

続きまして、議案第 7 6 号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。提出しております新旧対照表も併せてご参照いただきたいと思います。本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正を行うものでございます。第 1 条では長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、第 2 条では長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、児童福祉法第 3 3 条の 1 2 第 2 項及び第 3 項が新設されたことに伴い、引用条文を改めるものでございます。なお附則につきましては、施行期日を公布の日からとしております。以上が提案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。先ほど別々にしましたけど、やはり関連があるので、今回は 7 5 号、7 6 号、いずれでも結構です。質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第 7 5 号の採決に入ります。

これから討論を行います。

議案第 7 5 号に対し、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 7 5 号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第76号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時15分まで休憩します。

(休憩 11時06分～11時13分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。本会議で付託をされた部分の企画財政部の議案の説明を求めます。

まずは財政課、北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

皆さまお疲れさまです。それでは財政課所管分につきまして説明いたします。説明書の8、9ページをお願いします。歳入でございます。3段目、17款1項7目ふるさと長与応援寄附金は財政課所管分です。規定の額に今回の補正額4,500万円を追加しまして、年間見込額を4億6,500万円としております。算出根拠としましては、今年度の上半期の伸び率等により今後の見込みを試算しまして、年間見込額を算出しております。続きまして、一番下、18款2項1目財政調整基金繰入金でございます。財源の調整としまして1,499万3,000円を繰り戻しております。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、政策企画課の提案理由の説明を求めます。

中村理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

改めましておはようございます。政策企画課所管分につきましてご説明申し上げます。

予算に関する説明書の８、９ページをお願いいたします。まず歳入でございます。１５款３項１目総務費委託金５節統計調査費委託金の国勢調査事務委託料６５万７,０００円は政策企画課所管分で、国からの追加交付予定額を計上するものでございます。

続きまして、歳出に移ります。２０、２１ページをお願いいたします。２款５項２目基幹統計調査費１節報酬は、統計指導員、統計調査員に係る報酬の増額で、要因といたしましては、１点目、調査区域の設定において、前回令和２年度の国勢調査を参考に調査区数を設定していましたが、実績として調査区数が増えたこと。２点目、指導員、調査員の単価基準が改正され増額となったこと。３点目、県の通知により新たに開催されることが決まりました事務報告会に係る指導員、調査員の報酬が必要になったことの３点が主な理由でございます。続きまして１３節使用料及び賃借料は、カラー複合機のレンタル料の不用額を減額するものでございます。以上が政策企画課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、税務課の提案理由の説明を。

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

皆さまお疲れさまでございます。それでは、税務課所管分の説明をさせていただきます。予算書の５ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正、納付書処理業務委託の変更でございます。期間は令和７年度から令和８年度まで、限度額を３４２万８,０００円から４９６万円に変更をいたしております。こちらは個人町県民税の令和８年度当初課税に係る納税通知書の封入封緘等の業務委託でございます。本件は、町の基幹システムが標準システムに移行する関係で、今年度中に契約を行い準備を進めるために、９月の定例会におきまして債務負担行為の議決を頂いた分でございます。議決を頂きましてから契約に向け、詳細な仕様の確認を行っていた際、当初把握した内容と異なる点が判明いたしまして、経費が不足する見込みとなったため、限度額の変更を計上させていただいております。税務課は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。量的にそう多くありませんので、一括して質疑を受けたいと思います。企画財政部に関する質疑で一括して受けます。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

政策企画課の２１ページの報酬についてでございますが、同僚議員が本会議場で質問をされていたと思うんですが、大体内容は分かったんですけども、実際この報酬に見合う業務が終わった時期ですね、恐らくこれは今補正なんで支払いはされていないだろうと思うんですが、その業務が終わった時期がいつ頃なのかちゅうのをお聞かせください。

い。

○委員長（金子恵委員）

森山係長。

○係長（森山哲平君）

調査員報酬と指導員報酬がございまして、詳細につきましては契約した期間が9月1日から10月31日となっております。指導員につきましては終了時期が12月1日となっております。ただ実際県への提出が済みましたが先週の金曜日になりまして、世帯数の増減等、計算等がそれぐらいの時期までちょっとかかったということになっております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

お聞きしたいのは、業務が済んで速やかにこの報酬を支払うべきじゃないのかなと思っております。町の都合で今12月も入って何日かなりますけども、結構な時間待たされているんじゃないのかなと思うんですよ、担当されたこの指導員なり、調査員の方たちにしろですね。そこら辺の支払いを遅らせてるというのは特段問題はないんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森山係長。

○係長（森山哲平君）

報酬につきましては、当初の説明会でも12月中旬での支払いということでご説明をしておりました。金額の算定ですが、均一割、均等割、調査区割っていうものがございまして、正式には調査区が決まらなければちょっと報酬が確定しないということで、大変申し訳ないですがお待ちいただくようになっております。前回は12月お支払いです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で企画財政部の質疑を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより総務部の審査に入りたいと思います。

まず総務課の提案理由の説明を求めます。

青田部長。

○総務部長（青田浩二君）

それでは総務部所管分についてご説明いたします。人件費になります。補正予算に関する説明書の３８、３９ページをお願いします。補正予算給与費明細書の特別職でございます。報酬の増額分につきましては、国勢調査の調査員および指導員の報酬単価の変更等に伴う増額、期末手当の増額ならびに共済費の増額につきましては、副町長が今年交代したことに伴う増減となっております。４０、４１ページをお願いします。一般職の総括でございます。表の左から２列目、職員数をご覧ください。３名減は短時間勤務職員、１名減は常勤職員となっており、給与費と共済費合わせて１,４７６万７,０００円の減額でございます。４２、４３ページをお願いします。会計年度任用職員以外の職員になります。給料につきましては、先ほどの短時間勤務職員３名および常勤職員１名の減に伴い１,４９８万４,０００円の減額、共済費につきましては１,１７４万３,０００円の減額になっております。職員手当につきましては、企画財政部理事職が人事異動に伴い政策企画課長との兼務になったための減額になっております。扶養手当他各種手当につきましては実績見込みによる補正で、時間外勤務手当につきましては１１課において増額補正となっております。４４、４５ページをお願いします。会計年度任用職員になります。こちらは職員の育児休業延長に伴う代替職員３名分の増額、勤務日数の変更等による実績見込みに伴う増額補正となっております。４６、４７ページをお願いします。報酬、給料及び職員手当の増減額の明細を記載しておりますので、併せてご参照ください。以上が総務課所管になります。ご審査方よろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、契約管財課の提案理由の説明を求めます。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さまおはようございます。それでは契約管財課所管分につきましてご説明をいたします。今回の補正は歳出２件でございます。説明書の１６、１７ページをお開きください。上の方でございます。２款１項５目財産管理費１０節需用費７０万円の増額計上でございます。内訳としましては、役場庁舎の修繕料につきまして当初予算額が２５０万円、実績見込額が３２０万円、差額の７０万円を増額計上させていただいております。理由といたしましては、上半期において役場庁舎の空調、トイレ、電話、その他附帯関係で、数多くの修繕が発生したため、年間の実績見込額が増加することによるものでございます。続きましてその下の１２節委託料８０万３,０００円のこちらも増額補正でございます。内訳としましては、公共用地雑草刈払委託料につきまして、当初予算額が３２４万円、実績見込額が４０４万３,０００円、差額の８０万３,０００円を増額計上させていただいております。理由といたしましては、３２４万円の予算に対し、労務費上昇等の影響もあり９月までの上半期だけで１７件、２８３万円の支出がございました。下半期の件数を７件程度、執行額を１２１万３,０００円と見込み、現計予算との差額８０万３,０００円を増額計上させていただいております。説明につきましては以上でござ

います。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。総務部全体で質疑はありませんか。ページ数を言っていていただいて質疑を行っていただきたいと思います。質疑はありませんか。まず14、15ページで、総務部関係がありました。歳出ですね。16、17ページで契約管財課、給与費明細に基づいた説明があつてますけど、いいですか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で11時45分まで休憩します。

（休憩 11時35分～11時42分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民福祉部の審査に入りたいと思います。まず、こども政策課から提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

それではこども政策課所管につきましてご説明させていただきます。説明書の6、7ページをお開きください。12款1項負担金は全てこども政策課です。1目1節児童福祉費負担金は、病児・病後児保育事業の委託料変更に伴い、時津町の負担金を増額しております。2目1節保健衛生費負担金は、養育医療費における保護者負担金を事業の実績見込みに伴い増額しております。2段目の14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害児入所給付費等国庫負担金と、2目1節保健衛生費負担金がこども政策課です。1目1節の障害児入所給付費等国庫負担金は、障害児通所給付費の実績見込みに伴い増額しております。2目1節保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金は、養育医療費の事業実績見込みに伴い国庫負担金を増額しております。3段目の14款2項2目2節児童福祉費補助金と3目1節保健衛生費補助金がこども政策課です。2目2節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金は病児・病後児保育事業の事業分に対し交付要綱の改正により増額しております。3目1節保健衛生費補助金の出産・子育て応援事業費補助金は、実績減により補助金を減額しております。2行目の母子保健衛生費国庫補助金は、産婦健康診査の事業実績見込みに伴い増額しております。4段目の15款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害児通所給付費等負担金と2目1節保健衛生費負担金がこども政策課です。1目1節2行目の障害児通所給付費等負担金は、障害児通所給付費の事業実績見込みに伴い増額しております。2目1節保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金は、養育医療費の事業実績見込みに伴い県負担金を増額しております。次に8、9ページをお開きください。15款2項2目1節社会福祉費補助金の2行目軽度・中等

度難聴児補聴器購入費助成事業補助金と２節児童福祉費補助金と３目１節保健衛生費補助金がこども政策課です。２目１節の２行目軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金は、事業実績見込みに伴い増額しております。２節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金は、国費同様、病児・病後児保育事業の事業分に対し、交付要綱の改正により増額しております。３目１節保健衛生費補助金の出産・子育て応援事業費補助金は、実績減により補助金を減額しております。次に１０、１１ページをお開きください。２段目の２０款５項３目１節雑入がこども政策課です。養育医療費の返還金を計上しております。歳入は以上です。

次に２２、２３ページをお開きください。３款１項２目１１節役務費と１９節扶助費の２行目障害児通所給付費と３行目軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金がこども政策課で事業実績見込みに伴い増額しております。次に２４、２５ページをお開きください。２段目の３款２項児童福祉費は全てこども政策課です。１目１２節委託料と１８節負担金、補助及び交付金は、病児・病後児保育事業の委託料変更に伴い増額しております。３目１０節需用費は、高田保育所のガス使用料の実績見込みに伴い増額しております。４目１節報酬は、長与児童館の児童厚生員の病休に伴う代替職員を現行予算で雇用していましたが、治療に時間がかかっており、予算の不足が見込まれるため増額しております。１０節需用費は、児童館５館分の水道、下水道、電気、ガス使用料の実績見込みに伴う増額と、下から２行目の修繕料は、長与南児童館屋上フェンスの修繕を行います。次に２６、２７ページをお開きください。２段目の一番下の行の４款１項３目１２節委託料の健康診査委託料がこども政策課で、母子事業の健診受診者の増加に伴い増額しております。次に２８、２９ページをお開きください。４款１項３目１８節負担金、補助及び交付金と１９節費扶助費がこども政策課で、１８節の出産・子育て応援給付金は対象者の減に伴い減額しております。１９節の養育医療費は、長期にわたり入院加療が必要な乳児もあり、医療費の増加が見込まれるため増額しております。以上がこども政策課所管として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き住民環境課の方、提案理由の説明を求めます。

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

それでは住民環境課所管分につきまして、補正予算に関する説明書によりご説明をさせていただきます。今回の補正は、会計年度任用職員の人件費に係るものでございます。１点でございます。説明書の２８、２９ページをお開き願います。中段になりますが、４款２項１目清掃総務費１節報酬でございます。育休職員の育休期間延長に伴いまして、環境係に従事しております会計年度任用職員の雇用期間を延長するため、増額計上するものでございます。以上が住民環境課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願い

願いいいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、福祉課の提案理由の説明を求めます。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

それでは福祉課所管についてご説明をいたします。補正予算に関する説明書6、7ページをお開きください。歳入でございます。14款1項1目1節社会福祉費負担金、1行目の障害者自立支援給付費負担金は、自立支援医療費の増額に伴いまして補正をお願いするものでございます。国の補助率が2分の1でございます。14款2項2目1節社会福祉費補助金、障害者総合支援事業費補助金は障害者自立支援給付費審査支払等システム事業に係る補助金でございます、国から補助率が2分の1で収入があるものでございます。15款1項1目1節社会福祉費負担金は、先ほど国庫負担金でご説明いたしました自立支援医療費につきまして、事業費の増額に伴うもの、県費負担額の方も増額で補正をお願いするものでございます。県の補助率が4分の1でございます。8ページにまいります。15款2項2目1節社会福祉費補助金の1行目福祉医療費補助金（障害者）につきましても、事業費の増額に伴う県補助金につきまして補正をお願いするものでございます。県からの補助率は2分の1でございます。

続きまして、歳出に参ります。22、23ページをお開きください。3款1項2目8節、会計年度任用職員通勤手当は、会計年度任用職員の通勤方法が自家用車の通勤から路線バスを利用した通勤となりましたことからバス代にて再計算をし、当初計上しておりました通勤手当との差額を増額にて補正をお願いするものでございます。19節扶助費、1行目自立支援医療費、こちらが更生医療になります。それから4行目身障者医療費、こちらは福祉医療となりますが、どちらも今年度の見込額が当初予算を超えることが見込まれましたので、増額にて補正をお願いするものでございます。22節償還金、利子及び割引料、過年度障害者総合支援事業費国庫返還金は、令和6年度実績に伴う国庫補助金の返還金でございます。以上が福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしく願いいいたします。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは説明が終わりましたので、これから質疑を行います。住民福祉部全体でページを追っていききたいと思います。まず歳入からいききたいと思います。6、7ページ、ここから始めたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。戻っても構いません。次行きます。8、9ページ、こちらで質疑はありませんか。よろしいですか。後か

らまとめて質疑されても構いませんので、それでは歳出の方に移りたいと思います。タブレットで24ページですね。こちらで質疑はありませんか。いいですか。それでは次のページ、こちらも病児・病後児とか説明がありました。こども政策の分ですね。いいですか。それでは次のページ、ここもこども政策課分が入っております。次、28、29ページ、ここは住民環境課の分が入っています。よろしいですか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。所管の皆さまはお疲れさまでした。場内の時計で13時10分まで休憩します。

(休憩 11時56分～13時08分)

○委員長（金子恵委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

午前中に引き続き、議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。これより健康保険部の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。まず健康保険課、森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

健康保険課所管分につきましてご説明いたします。まず歳入です。説明書の8、9ページをお開きください。17款1項8目1節保健衛生費寄附金は、健康づくりに役立ててもらいたいと事業者さまからご寄付を頂いたものです。10、11ページをお開きください。20款4項1目1節、後期高齢者医療健康診査受託費は、後期高齢者健康診査受託料の増額補正に伴う増額です。

次に歳出です。26、27ページをお開きください。3款3項3目後期高齢者医療費12節、後期高齢者健康診査委託料は受診者数が見込みより上回ったことによる増額です。4款1項1目保健衛生総務費1節報酬、4節共済費の会計年度任用職員社会保険料、8節旅費は、育休代替職員2名分の任用期間延長による増額補正です。10節需用費、17節備品購入費、次のページの4款1項4目健康増進費17節備品購入費は、聴覚サポート機器やワイヤレスアンプ、その他健康母子介護分野の事業で使用する備消耗品費です。歳入でご説明しました保健衛生費寄附金を全額充当いたします。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き、介護保険課の説明をお願いします。
峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）の介護保険課所管分につきましてご説明いたします。予算書では、3ページ歳出の3款民生費の3項老人福祉費に計上してあります予算の一部が介護保険課分となっております。内容につきましては説明書にてご説明をいたします。説明書の24、25ページをお開きくださいますよう

お願いいたします。歳出の3款民生費でございます。一番下段から次のページに変わります。27ページに入ります。3項2目介護保険費27節繰出金は、事務費、郵送料が不足するために、長与町介護保険特別会計へ42万5,000円を繰り出すものでございます。以上が今回の一般会計の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方からいきたいと思います。8、9ページ、タブレットでは10ページ、ここから始めます。下段の方の保健衛生費寄附金、こちらが所管になっております。質疑はありませんか。よろしいですか。では次のページの一番上段の分ですね。健康診査受託費、ここが健康保険課になってます。質疑はありませんか。それでは戻っても構いませんので、歳出の方に行きます。24、25ページ、下段の老人福祉費から次のページに入ります。質疑はありませんか。ここは介護保険課、健康保険課どちらも説明があつてます。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

備品購入費のところで幾つかご説明がありましたけれども、こういった事業に充当するのかと、あともう少し詳細を分かれば教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

備消耗品の内容ですが、介護の分野で使う聴覚サポート機器、ワイヤレスアンプ、その他先ほど申し上げましたように健康母子介護分野の事業で使用する備消耗品費として、中身は子どもの分野でいきますと5歳児の健診用絵本セット、健康保険課の分野でいきますと、普段の事業で使うものですが、回転モップや血圧計、救急センサーやパルスオキシメーターなどになります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみに聴覚サポート関係の備品っていうのは、現在あるものが老朽化か何かで換えるのか、それとも新たに必要性があるということで今回購入するのか、このあたりはいかがでしょうか。

○委員（堤理志委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

聴覚補助器につきましては、高齢者の方が増加傾向にあることで、ヒアリングフレイル、聴覚の衰えを感じていらっしゃるけれども医療につながっていらっしゃる方とかも

いらしてですね、訪問する際になかなか会話がうまく聞こえない方がいらっしゃるのが現状でございます。今回購入いただくものは、集音器がございまして、それを耳元で聞いていただくことができる特殊なものでございまして、それを訪問する世帯に持参して聞きづらい方もきちんと会話ができるように利用するものでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本会議で分割付託されました議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第80号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

議案第80号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の介護保険課所管分につきましてご説明いたします。予算書1、2ページをお開きください。今回の補正は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ42万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ35億5,008万円とするものです。詳細につきまして、説明書の1ページをお開き願います。歳入、7款繰入金は一般会計より事務費に繰り入れるものです。

歳出をご覧ください。2ページをお願いいたします。歳出につきましては、新システム納付証明書郵送料増額に伴う増額分でございます。次に10、11ページをお開きく

ださい。歳出でございます。１款２項１目賦課徴収費１１節役務費の通信運搬費でございます。郵送料については、これまで庁舎内で同時期に請求業務を行う３課で請求事項を１通の請求書に集約し、同一発送することにより郵送料を案分し、コストの抑制を図ってまいりましたが、国が新たなシステムを導入したことで新システムへの移行後は課ごとに個別の請求書を発行発送する運用となり、発送件数の増加により郵送料を４２万５,０００円増額するものでございます。次の６款１項２目償還金２２節償還金、利子及び割引料は、過年度地域支援事業国庫交付金返還金他、地域支援事業支払基金交付金返還金など、実績額が確定したことに伴う返還分１,２６５万２,０００円となっております。７款１項１目予備費につきましては、６款の支出金の同額を減額し、収支を調整するものでございます。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入歳出そう多くないので一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。ページ数を言っていたいて。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

６款１項２目償還金のところですが、２２節の説明欄にいろいろ過年度分の何か返済金とかということで示してあるんですが、これは毎年この時期に精算をするような形で発生してくるものなのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

返還金につきましては、実績報告書を県の方に提出いたしまして、その額が確定してからになりますので、通常この時期に返還金等の処理をしておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。他に質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第８０号令和７年度長与町介護保険特別会計補正予算（第２号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

所管の皆さまにおかれましては、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で13時40分まで休憩します。

(休憩 13時27分～13時35分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより所管事務調査の件です。人口減少対策について、そして公共交通についての件を議題とします。で、お手元に資料の方を、タブレットの方から出していただいていると思います。今回1月26日から2泊3日の研修は、この3カ所になります。ちょっと1日目2日目が前後しておりますけれども、1日目に兵庫県加西市、2日目が岡山県奈義町、3日目が兵庫県たつの市、この3カ所に研修にお伺いするということで日程が決まりましたのでご報告を申し上げるとともに、調査事項に関してはこれまでさまざま皆さまから出していただいていた分がありまして、一応丸の印でおおよそ調査事項として出しておりますけれども、これに関してはこの項目で調査に行くということで、相手方っていうか、加西市ですとか奈義町辺りにこのテーマで、この質疑、内容でお伺いしますというところまでの詳細はお出してませんので、そこをこの3カ所、皆さんの方からある程度こういうことを中心に聞きたい、細目は別として、大きなテーマとしてこういうことを聞きたいということで、5項目ぐらいを提出したいなというふうに思っております。で、今日もう所管事務調査まで終わりますので、木曜日までは休会に入ります。3日間という日にちがありますので、12日の最終日までにこちらの赴く先のテーマに沿った調査事項、改めてこういうことを聞きたいという項目を皆さん幾つかずつ出していただいて、それで最終的に正副委員長に一任していただけたら、そこでまとめて送りたいと思ってるんですね。3日間という日数ありますから調べていただけると思うので、できるだけ、調査項目がかぶってるところがありますよね。大体、加西市とたつの市は公共交通のことについて行きますけれども、ここではもう聞きたいことは、ある程度同じものかもしれないですし、そういうテーマごとの質疑でも構いませんので出していただけたらと思います。一応視察先の一覧ということでお示しをしておりますけど、皆さまから何かこう聞いておくべきこととか、この資料に沿ったことで何か質疑があればお受けしますけど、何かありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

いや、ちょっと確認なんですけれども、この中に調査事項が書いてありますよね。調査事項に関しての質問項目を提出するというところでよろしいんですか。

○委員長（金子恵委員）

たんですが、ちょっとこの辺で別途費用がかかるのが出てきたりとか、1日目の行程も、伊丹に着いてから加西市に行くまでの乗り継ぎの回数が多いですので、ちょっとこの辺もうちょっとこれがもう当たり前の公共交通機関を使った行程になりますので、この辺もタクシー等を使えて、あくまでも予算の範囲内でいけるようでしたら、ということで、ちょっと若干変更の可能性を含んでおりますが、今のところは、原案ではこのような形で考えておるといところでお願いします。また3日目についても、ちょっと朝の8時16分に姫路駅発とちょっと早いんですけども、神戸空港を利用するのが一番最適かと思ひまして、これがこの便を逃せば、今度はもう夜の恐らく19時か20時近くの便で、長崎空港に21時着、1日3便しかないので、そういったことで1便早いので帰るというところで、朝の9時半から視察をお願いして、そのまま神戸空港からたつというような行程で組んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

行程表に関しても今説明がありましたけれども、何かありますか。これは確定じゃないので、また改めてお出しすることになると思いますけど。大体この日程でいこうと思っておりますので、なかなか時期的に寒い時期でもありますので、事前に天気とか見て、個人の寒かったり暑かったりは、ご自分でちゃんと用意していただくように。今回のこの視察研修につきましては、12月12日の閉会后、1月の頭ぐらいにもう一度所管事務調査で全て出した調査項目とかなんとかを一覧にして、再度総務厚生常任委員会を開きたいと思っておりますので、その日程は、できるだけ行事も入っているようですのでそこにももちろん重ならないように、こちらの方で日程を合わせて皆さんに招集をかけたと思っておりますので、早めに出すようにして、皆さんの都合がどうなるか分からないので、どうしても駄目という日程がある方は事前に事務局の方にでも、私にでも結構ですので、連絡をいただけたらそこを避けて日程を考えたいというふうに思います。今回の所管事務調査に関しての内容は以上なんですけれども、皆さまの方から何かありませんか。よろしいですか。

それでは以上で本日の所管事務調査を終了いたします。

本日はこれで散会です。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 13時40分）